

「新型コロナウイルス感染症対策」・「働き方改革推進」

## 雇用調整助成金 特別相談会

労働者の一時的休業などの対策に！

「新型コロナウイルス感染症の影響」により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が取り組む雇用維持の活動に対し、休業手当・賃金等を一部助成する雇用調整助成金について、社会保険労務士が個別にご相談に応じます。

【日 時】 毎週木曜日 13時～17時 ※1 事業所当たり相談時間約 50 分程度

【場 所】 会津若松商工会議所内 1 階相談室

【相談員】 社会保険労務士（福島県働き方改革推進支援センター・派遣型専門家）

【申込方法】 下記申込書にてお申し込みください。（事前予約制）  
※当日の相談も可能ですが、お待たせする場合がございますので予めご了承ください。

【その他】 日程が合わない場合や来所できない場合、専門家派遣制度もございますので、お気軽にお問い合わせください。

◆問合せ：会津若松商工会議所 中小企業相談所 経営サービス部（TEL：0242-27-1212）

主 催：会津若松商工会議所中小企業相談所 共 催：福島県働き方改革推進支援センター

### 申 込 書

会津若松商工会議所 経営サービス部 行

FAX 0242-27-1207

希望の開催日及び回に丸〇印をご記入ください。

開催月	開催日（毎週木曜日）	第1回 (13:00～)	第2回 (14:00～)	第3回 (15:00～)	第4回 (16:00～)
7月	16日 30日				
8月	6日 20日 27日				
9月	3日 10日 17日 24日				
10月	1日 8日 15日 22日 29日				
11月	5日 12日 19日 26日				
12月	3日 10日 17日 24日				
1月	7日 14日 21日 28日				
2月	4日 18日 25日				
3月	4日 11日				
会社名			役職名	氏名	
住所	〒		TEL		